

# 令和8年度 水道水質検査計画



京都市上下水道局  
マスコットキャラクター  
すみと  
ホタルの澄都くん



ホタルのひかりちゃん

## 目 次

1	水質検査計画の基本方針	1
2	水道事業の概要	2
3	水源の水質状況及び水質管理上の課題	5
4	検査及び試験の項目・頻度・地点	5
	（1）水道水の水質検査	
	（2）原水の水質試験	
	（3）浄水処理工程の水質試験	
	（4）請求による検査	
	（5）その他の検査及び試験	
5	水質汚染事故への迅速な対応	8
	（1）臨時の水質検査	
	（2）関係機関との協力	
	（3）放射能のモニタリング	
6	水質検査結果の信頼性保証	9
7	水質検査の委託	9
8	水質検査結果等の公表及び評価	9

# 1 水質検査計画の基本方針

安全・安心な水道水をお客さまにお届けするため、京都市では、「京都市水道事業水安全計画」に基づき、水源から給水栓までの総合的な水質管理を行うとともに、給水栓における水道水の水質検査を行っています。

水質管理を行うにあたっては、原水及び浄水処理工程における水質変動を考慮し、水質項目ごとに適切な頻度で検査を行うことが重要です。そこで京都市では、検査項目、採水場所及び検査頻度を定めた水質検査計画を毎年度策定し、公表しています。

水質管理センター水質第1課では、公益社団法人日本水道協会が創設した水道G L P（水道水質検査優良試験所規範 Good Laboratory Practice）を認定取得することで水質検査の精度と信頼性を確保し、お客様に安心していただけるよう努めます。

なお、水質検査計画は、以下の方針により策定しています。

- (1) 水質検査は、水道法で定められている項目及び水質管理上必要とする項目について行います。
- (2) 水質検査は、浄水場の配水系統ごとに選定した給水栓（蛇口）において行います。また、水源である琵琶湖や浄水場取水口における原水状況や、浄水場における浄水処理状況を把握するための水質試験を行います。
- (3) 水質検査の頻度は、検査項目ごとに水源の状況や過去の検査結果をもとに設定しますが、法令で定められた以上の頻度で水質検査を行います。
- (4) 水質検査は、原則、水道G L Pの認定を受けた水質管理センター水質第1課が行います。

## 2 水道事業の概要

京都市の水道事業は、明治45年に琵琶湖第2疏水及び蹴上浄水場が竣工したことにより始まりました。蹴上浄水場は、我が国最初の急速ろ過式浄水場であり、当時の施設能力は、68,100 m<sup>3</sup>/日、計画給水人口は50万人でした。

市の発展に伴い給水区域を順次拡張していき、施設能力も増強していきましたが、年間給水量が平成2年度をピークに年々減少し続けていることから、平成25年3月をもって山ノ内浄水場を廃止し、蹴上、松ヶ崎及び新山科の3浄水場体制となりました。その後、平成29年4月に地域水道事業（14簡易水道事業、1飲料水供給施設）を水道事業へ統合し、その結果、現在の施設能力は、合計で738,778 m<sup>3</sup>/日となっています（表1）。

水源は、市街地においては水道創設当初からほぼすべてを琵琶湖に依存しており、滋賀県大津市の三保ヶ崎から琵琶湖第2疏水を通じて蹴上、松ヶ崎及び新山科の3浄水場に取水しています（表2-1）。また、新山科浄水場は、宇治川についても水利権を有しています。旧地域水道事業が管轄していた地域（山間地域）においては、18の浄水場があり、河川の表流水及び伏流水並びに浅層及び深層地下水のいずれかを水源としているほか、一部地域では隣接市から水道水の供給を受けています（表2-2）。

表1 水道事業の概要

給水区域	京都市内一円		
給水人口	1,428,439	人	(令和6年度末)
配水管・補助配水管延長	4,235	km	(令和6年度末)
施設能力	738,778	m <sup>3</sup> /日	(令和6年度末)
一日最大給水量	507,397	m <sup>3</sup> /日	(令和6年度)
一日平均給水量	479,393	m <sup>3</sup> /日	(令和6年度)

表2-1 浄水場の概要（市街地）

浄水場	蹴上浄水場	松ヶ崎浄水場	新山科浄水場
水源	表流水		
施設能力	198,000 m <sup>3</sup> /日	173,000 m <sup>3</sup> /日	362,000 m <sup>3</sup> /日
沈澱池	傾斜板型横流式		
ろ過池	急速砂ろ過式		
高度浄水処理	粉末活性炭		
原水pH調整剤	液化炭酸ガス		
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム		
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム		

表 2 - 2 浄水場の概要（山間地域）

地域	浄水場	水源	施設能力	浄水処理方法	原水pH調整剤	凝集剤	消毒剤
外 畑	高槻市（樫田浄水場）より分水（契約水量19m <sup>3</sup> /日）						次亜塩素酸 ナトリウム
静 原	静原浄水場	浅層地下水 深層地下水	273 m <sup>3</sup> /日	活性アルミナ 圧力式急速ろ過	液化炭酸ガス	ポリ塩化 アルミニウム	
水 尾	水尾浄水場	深層地下水	52 m <sup>3</sup> /日	活性アルミナ 圧力式急速ろ過 (マンガン砂)			
宕 陰	宕陰浄水場	深層地下水	62 m <sup>3</sup> /日				
中 川 ・ 小 野 郷	中川浄水場	深層地下水 浅層地下水	95 m <sup>3</sup> /日	凝集沈殿急速ろ過 (マンガン砂)	—	—	
	小野郷浄水場	深層地下水	83 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (UF膜)			
雲 ケ 畑	雲ヶ畑浄水場	深層地下水	75 m <sup>3</sup> /日	圧力式急速ろ過	液化炭酸ガス	ポリ塩化 アルミニウム	
鞍馬・貴船	鞍馬・貴船 浄水場	深層地下水	490 m <sup>3</sup> /日	圧力式急速ろ過 (マンガン砂)			
久 多	久多浄水場	深層地下水	117 m <sup>3</sup> /日				
広河原・花脊	広河原・花脊 浄水場	深層地下水	135 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (浸漬型MF膜)	水酸化ナトリウム	—	
別 所	別所浄水場	深層地下水	81 m <sup>3</sup> /日	圧力式急速ろ過 (マンガン砂)			
百 井	百井浄水場	深層地下水	15 m <sup>3</sup> /日				
大 原	大原第1 浄水場	伏流水	900 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (MF膜)	—	—	
	大原第2 浄水場	浅層地下水	700 m <sup>3</sup> /日	重力式急速ろ過			
黒 田	黒田浄水場	表流水	174 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (MF膜)	—	ポリ塩化 アルミニウム	
弓 削	弓削浄水場	表流水 深層地下水	932 m <sup>3</sup> /日	前処理ろ過 膜ろ過 (UF膜) 粉末活性炭			
京北中部	小塩浄水場	伏流水 浅層地下水	152 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (MF膜)			
	山国浄水場	浅層地下水 表流水	1254 m <sup>3</sup> /日	除マンガンろ過 膜ろ過 (MF膜)			
細 野	細野浄水場	表流水	188 m <sup>3</sup> /日	膜ろ過 (UF膜)			

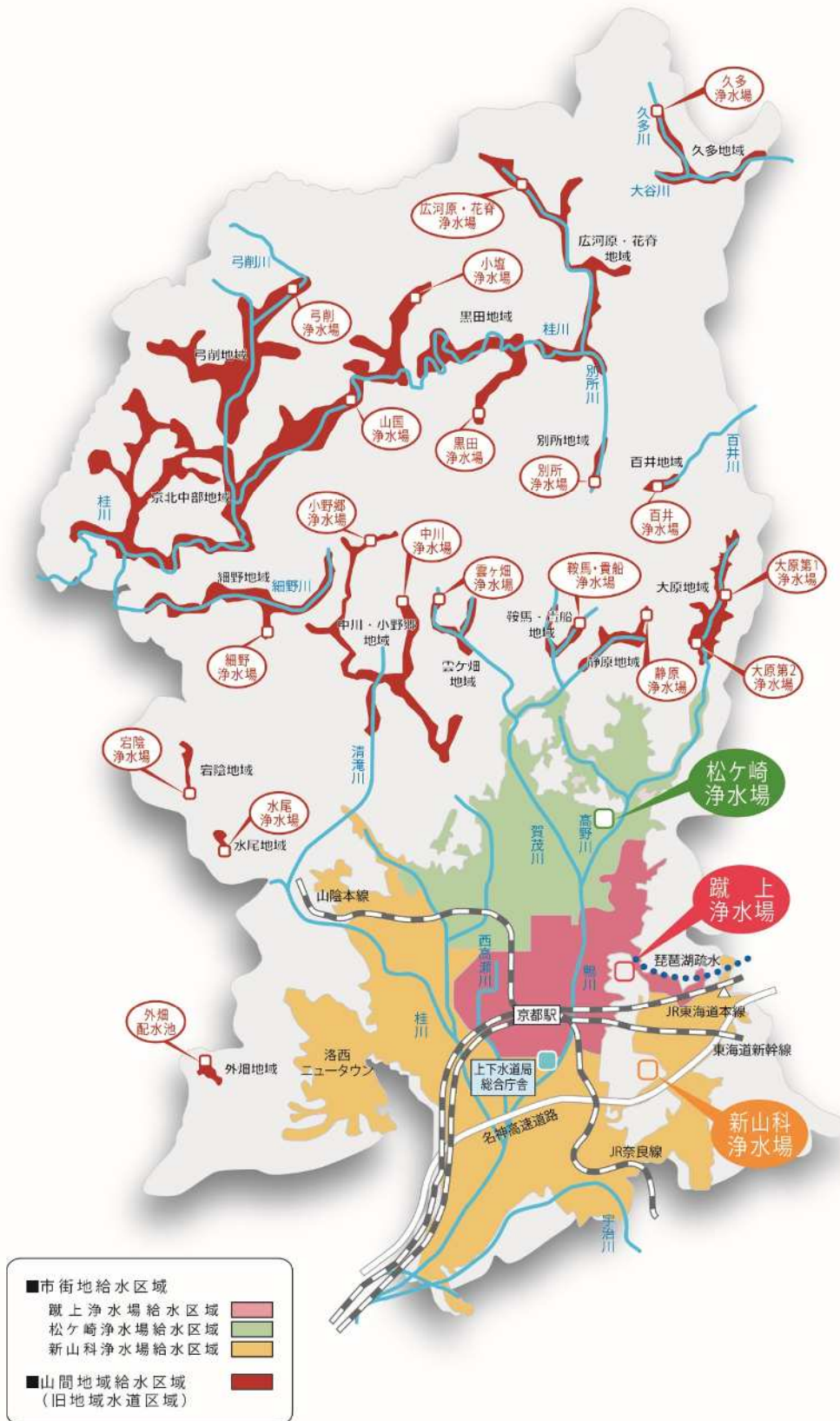


図1 水道給水区域

### 3 水源の水質状況及び水質管理上の課題

#### (1) 市街地の水源（琵琶湖）

琵琶湖の水質は、国や滋賀県等による様々な取組の結果、重金属類や有害化学物質等ほとんどの環境基準項目について基準値以下の良好な状態を維持しています。しかし、湖沼の富栄養化の原因となる化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全りんについては、琵琶湖南湖において依然として環境基準を超えています。特に、CODについてはわずかに増加傾向にあり、微生物で分解されにくい有機物（難分解性有機物）の増加がその原因であると考えられています。

琵琶湖には、浄水処理の障害となる生物、かび臭や生ぐさ臭といった異臭を産生する生物等、さまざまな生物が生息しています。生物は日々増減を繰り返しており、時として異常増殖することもあります。近年では、赤潮は発生していないものの、アオコは毎年のように発生しています。しかし、生物の増減のメカニズムは未だ明確ではなく、発生時期や発生規模、発生場所等の予測が非常に難しい状況にあります。

平成6年の大渇水以降、琵琶湖南湖では水草が異常繁茂し、湖流の停滞や溶存酸素の低下により自然環境に大きな影響を与え、pH値の上昇等により、処理薬品の注入が増えている状況にありました。しかし、近年は、滋賀県による水草除去作業の効果等により、水草は減少傾向にあり、pH値は夏期を除いて8以下で推移するようになりました。

かび臭は毎年発生しており、ここ数年のかび臭濃度は上昇傾向にあります。近年の特徴として、原因となる生物が観察されないにも関わらずかび臭が検出される事例や、今まで琵琶湖で確認されたことがない生物が原因でかび臭が検出される事例が発生しています。令和7年の夏季には、令和6年に続いてかび臭を産生する生物が琵琶湖で多く発生し、原水のかび臭濃度が大きく上がりました。

#### (2) 山間地域の水源

山間地域における浄水場の多くは地下水を水源としており、地域によっては地質由来と考えられるヒ素、アルミニウム、鉄、マンガン等の濃度が比較的高くなる場合があります。また、水源を浅層地下水、表流水及び伏流水とする他の地域においては、周辺を森林に囲まれ、水質は清浄な状態が保たれており、汚染物質の流入による水質汚染の可能性は低いと考えられます。一方、一部の水源において、石に付着する生物によってかび臭が検出される事例が発生しています。

### 4 水質検査及び水質試験の項目・頻度・地点

#### (1) 水道水の水質検査

##### ア 水道水の毎日検査

水道法施行規則第15条に基づき、色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素）の3項目について検査を行います。

検査は毎日行い、採水場所は配水系統を考慮して、市街地において33地点、山間地域において19地点の給水栓とします（図2）。

##### イ 水道水の水質検査

水道法第4条に基づく水質基準項目（表3）の検査を行います。また、水質管理目標設定項目

(表4)のうち、消毒剤として使用していない二酸化塩素及び対象物質が基準項目と重複している有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を除く項目について検査を行います。なお、令和8年度からペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)が水質管理目標設定項目から水質基準項目に格上げされます。

さらに、水質管理上必要な項目として、紫外線吸光度(UV260)、クリプトスポリジウム及びジアルジア(以下、「クリプトスポリジウム等」とします)、ダイオキシン類、放射性物質等、水源の水質に応じて最大10項目(表5)について検査を行います。このうち、ダイオキシン類は「京都市ダイオキシン類対策推進計画」、放射性物質は「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に基づく試験です。

水質基準項目の検査頻度は、水道法施行規則第15条に定められていますが、京都市では、お客さまに安心して水道水をお使いいただくため、法令で定められた回数以上の検査を行います。

水質基準項目のうち、概ね月1回以上検査を行うこととされている9項目(表3の◎を付けた項目)に加えて、年4回以上(検出状況により回数を減らすことが可能)検査を行うこととされている項目についても、表3の3番から37番及び41番から45番のうち、過去の検査結果や水源の状況などを踏まえ、必要と判断した項目については水質管理上の重点項目として月1回水質検査(毎月検査)を行います(表3において灰色の網掛けをしている項目)。そして、残りの水質基準項目については、年4回水質検査(全項目検査)を行います。

水質管理目標設定項目は、表4のとおり、年4回水質検査を行います。ただし、農薬類については、水源周辺の使用実態を考慮し、原水に深層地下水以外を使用する給水区域においては年2回、原水が全て深層地下水の給水区域においては年1回の水質検査とします。

水質管理上必要な項目は、表5のとおり、月1回~年1回の頻度で水質検査を行います。

採水場所は、市街地においては各浄水場の配水系統を考慮し10地点(図2の水道水全項目検査等及び水道水毎月検査等の地点)を設定し、そこから毎月3地点(給水区域ごとに1地点)ずつ水質検査を行います。山間地域においては、給水区域ごとにそれぞれ1地点設定した19地点(図2の水道水毎日検査等(給水栓)と同一の5地点及び水道水毎日検査等(水質監視装置)と同一の14地点)で水質検査を行います。

## ウ 水道水の連続監視

水道水の水質が給水栓末端まで確保されていることを確認するため、給水栓末端付近を中心に水質監視装置を設置し、水温、濁度、色度、遊離残留塩素濃度の4項目を24時間連続監視します。

設置場所は、東部営業所、西部営業所(太秦庁舎地内)、南部営業所等、全27箇所(市街地13箇所、山間地域14箇所)です(図2)。

## (2) 原水の水質試験

### ア 原水の毎日試験

日々変動する原水の状況を把握し、浄水処理に反映するため、原水毎日試験を行います。試験項目は、水温、濁度、色度、pH値、アンモニア態窒素等の9項目です(表6)。原水毎日試験では、生物試験(浄水処理の障害となる生物やかび臭や生ぐさ臭といった異臭を産生する生物の計数)を行うほか、臭気試験(臭気の種類、臭気強度、臭気物質濃度)も行います。原水毎日試験は1日1回以上行います。そのうち、生物試験は平日に毎日1回、臭気強度は週1回程度とし

ていますが、異臭発生時にはそれぞれ頻度を上げて行います。

採水は、市街地の各浄水場の取水口が第2疏水の流末にあるため、3浄水場を代表して蹴上浄水場取水口で行います。

なお、山間地域の浄水場については、原水水質が比較的安定していることから、毎日試験は行いません。

#### イ 琵琶湖の水質試験

水源である琵琶湖の水質動向を把握するため、琵琶湖南湖9地点（図3）で、水温、pH値、濁度、色度、臭気物質濃度、生物試験等11項目（表7）について月1回試験を行います。

#### ウ 原水の水質試験

原水においても、水道水の水質基準項目（表3）及び水質管理目標設定項目（表4）について、水道水の水質検査に準じた水質試験を行います。

また、水質管理上必要な項目として、紫外線吸光度（UV260）、生物化学的酸素要求量（BOD）、クリプトスポリジウム等、ダイオキシン類、放射性物質等19項目（表5）について水質試験を行います。このうち、ダイオキシン類は「京都市ダイオキシン類対策推進計画」、放射性物質は「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に基づく試験です。

水質基準項目は、原水水質の変動を考慮し、表3のとおり、深層地下水以外の原水については年4回、深層地下水の原水については年1回水質試験を行います。また、水利権を有している宇治川についても、年1回水質試験を行います。ただし、浄水処理の消毒過程で生成される消毒副生成物11項目（表3の21～31）については、原水に存在しないため試験を行いません。また、味（表3の48）については、試験担当者の安全を考慮して試験を行いません。

水質管理目標設定項目は、原水水質の変動を考慮し、表4のとおり、深層地下水以外の原水については年4回、深層地下水の原水については年1回水質試験を行います。ただし、消毒剤に由来する2項目（表4の12、16）及び消毒副生成物3項目（表4の10、13、14）については、上記11項目と同様、原水に存在しないため試験を行いません。また、対象物質が基準項目と重複している有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）についても、試験を行いません。農薬類については、水源周辺の使用実態を考慮し、年2回の水質試験（深層地下水の原水を除く）とします。

水質管理上必要な項目は、表5のとおり、月1回～年1回の頻度で水質試験を行います。

採水場所は、市街地においては第2疏水取水口、山間地域においては各浄水場の各取水井とします。

なお、山間地域のうち外畑については、隣接市から水道水の供給を受けているため、原水の水質試験は行いません。

#### エ 原水等の連続監視

水質変動が大きい琵琶湖における、取水前の原水の状況を常時把握するため、第2疏水取水口に水質監視装置を設置し、水温、濁度、pH値、溶存酸素、電気伝導率及びアンモニア態窒素の6項目並びに気象関係の気温、雨量、風速及び風向の4項目を24時間連続監視します。さらに、メダカを用いた毒物の連続監視も行います。

### （3）浄水処理工程の水質試験

水質変動が大きい琵琶湖を水源とする、蹴上、松ヶ崎及び新山科の3浄水場における水質管理

を適切に行うため、浄水処理工程ごとの水質試験（表8）を行います。濁度、色度、pH値、アンモニア態窒素、アルカリ度等9項目については週1回試験を行います。一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、生物試験等の5項目については月1回試験を行います。

なお、山間地域の浄水場については、原水水質が比較的安定していることから、水質計器を用いた遠隔監視を行っています。

#### （4）請求による検査

お客さまが水道水の水質検査を請求された場合、必要な項目について水質検査を行います。

#### （5）その他の検査及び試験

##### ア 水道事業用薬品及びろ材の規格確認

凝集剤として用いるポリ塩化アルミニウム、異臭の除去に用いる粉末活性炭、消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウム、pH調整に用いる水酸化ナトリウム、ろ過池に敷設するろ過砂及びろ過砂利等について、納入品の規格確認を行います。

##### イ 水利使用に関する試験

水利使用規則に基づき、琵琶湖の水を利用する水利使用者として、表9のとおり、pH値、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）等の6項目について水質試験を行い、国土交通省近畿地方整備局へ報告します。

試験は月2回行い、採水場所は第2疏水取水口、疏水沿線の慶流橋及び津知橋の3地点（図2）とします。

##### ウ 調査研究

より安全・安心で良質な水道水をつくるため、新しい分析技術の確立や高度浄水処理の検討、水源及び浄水処理工程並びに給配水過程におけるさまざまな課題に関し、調査研究を行います。

また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目に分類されていないものの、情報収集や知見の収集に努めていくべきものとされている要検討項目については、年度ごとに対象項目を選定して分析方法の検討や測定値の収集及び評価に努めます。

##### エ 災害用備蓄飲料水（「疏水物語」）の検査

災害用備蓄飲料水について、製造時、1年後、5年後、10年後（賞味期限）のそれぞれで水質検査を行います。

## 5 水質汚染事故への迅速な対応

#### （1）臨時の水質検査

水源の周辺で、工場排水等の汚染物質の流入や交通事故等による油の流入といった突発的な水質汚染事故が発生し、下記のように給水が水質基準に適合しない恐れがある場合は、臨時の水質検査を行い、水道水の安全確保に努めます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理工程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

## (2) 関係機関との協力

水質事故が発生した際には、「京都市上下水道局 水道事業に係る水質汚染に関する措置要綱及び実施細則」に基づき、国や府県等の関係機関、市内の関係部局と連絡を取ります。

また、水質に異変が生じた際は、国土交通省近畿地方整備局が中心となり活動している「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の構成事業体として、通報連絡要領に基づいた連携を図ります。

その他、琵琶湖を管轄する滋賀県や大津市と緊密な連携を図ります。

## (3) 放射能のモニタリング

原子力発電所において放射性物質の漏えいまたはそのおそれがある事故が発生した場合、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、緊急時モニタリングを実施（1日1回測定）し、測定結果を速やかに公表します。

## 6 水質検査結果の信頼性保証

水道水の安全・安心を保証するために、水質検査は非常に重要な役割を担っています。京都市では、公益社団法人日本水道協会が策定した水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）を平成18年度に認定取得しています。令和4年度には4度目の認定更新（4年間有効）を受けました。

水道G L Pの認定を更新し続けることで、京都市の水質検査の精度と信頼性が、第三者機関により客観的に保証されていることとなります。今後も水道G L Pのもと、精度の高い水質検査を維持し、お客さまに一層安心していただけるよう努めます。

## 7 水質検査の委託

以下のものについては、水道法第20条第3項による登録機関に委託します。

- (1) 農薬類及びダイオキシン類
- (2) 水利使用に関する試験

## 8 水質検査結果等の公表及び評価

水質検査計画及び水質検査結果は、京都市上下水道局のホームページで公開します。ホームページのアドレスは次のとおりです。 <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

また、水質試験年報（水道事業編）を毎年発行しており、同ホームページで閲覧できます。

水質検査の結果は、水質項目ごとの検出濃度を基準値又は目標値等とそれぞれ比較し、翌年度の水質検査計画に反映していきます。

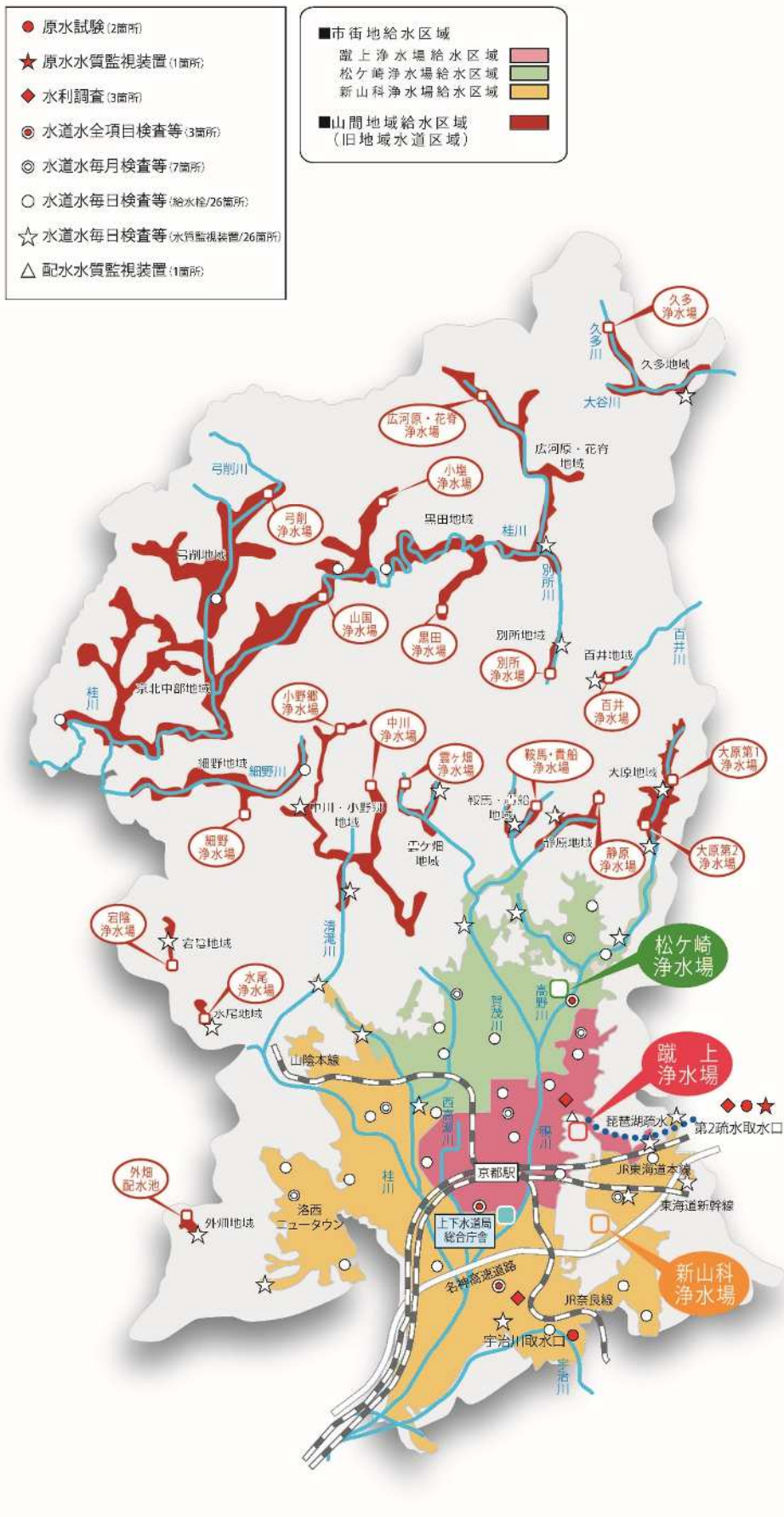


図2 採水地点

表3 水質基準項目に係る検査及び試験

項目	基準値	頻度(回/年)																				(備考)			
		水道水*																		原水**					
		市街地	山間地域																	山間地域					
			外 畑	静 原	水 尾	宕 陰	中 川	雲 ヶ 畑	鞍 馬 貴 船	小 野 郷	百 井	別 所	久 多	広 河 原 花 脊	大 原 第 1	大 原 第 2	弓 削	山 国	小 塩	黒 田	細 野	市街地	表 流 水 等	深 層 地 下 水	
1◎ 一般細菌	100 集落/mL以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	病原生物の 代替指標	
2◎ 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1		
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		無機物 金属
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	一般有機物	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
20 ヘルフルオロ(オクタフルオロエチレン) (別名 PFOS) 及びヘルフルオロオクタフルオロエチレン(別名 PFOA)	0.00005 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
21 ベンゼン	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
22 塩素酸	0.6 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	4	4	4	4	12	12	-	-	-	-		
23 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	-	-		
24 クロロホルム	0.06 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	12	12	12	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
26 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
27 臭素酸	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	-	-		
28 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
31 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	12	12	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	12	4	12	12	-	-	-	-		
32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	-	-		
33 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	着色	
34 アルミニウム及びその化合物	12 mg/L以下	12	4	4	4	12	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12	4	12	4	4	4	4	1		
35 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
36 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	味 着色	
37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
39◎ 塩化物イオン	200 mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	味 発泡 かび 臭 発泡 臭気 基礎的 性状	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
41 蒸発残留物	500 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
43 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	1		
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	1		
45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
46 フェノール類	0.005 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
47◎ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1		
48◎ pH値	5.8以上 8.6以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1		
49◎ 味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	-	-	-		
50◎ 臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	-		
51◎ 色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	-		
52◎ 濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	-		
遊離残留塩素	0.1 mg/L以上	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	-	-	衛生上措置		

◎ : ◎の項目(水道水)は、法令に基づき、月1回の頻度で行います。

■ : 網掛けの項目は、水質管理上の重点項目として、月1回の頻度で行います。

\* : 市街地における水道水の検査は10地点を設定し、毎月3地点ずつ行います。

山間地域においては、各浄水場の給水区域につき1地点で行います。

\*\* : 市街地は第2疏水取水口、山間地域は各浄水場の各取水井について、それぞれの回数を行います。「表流水等」は、深層地下水以外の原水、「深層地下水」は、深層地下水の原水を指します。また、水利権を有している宇治川についても、年1回水質試験を行います。山間地域のうち外畑については、隣接市から水道水の供給を受けているため、行いません。

表4 水質管理目標設定項目に係る水質検査

番号	項目	目標値	頻度(回/年)				(備考)
			水道水*		原水**		
			市街地	山間地域	市街地	山間地域	
			表流水等	深層地下水	表流水等	深層地下水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	4	4	1	無機物・金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(暫定)	4	4	4	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	4	4	1	
4	(欠番)						
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	4	4	4	1	一般有機物
6	(欠番)						
7	(欠番)						
8	トルエン	0.4 mg/L 以下	4	4	4	1	一般有機物
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	4	4	4	1	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	4	4	-	-	消毒副生成物
11	(欠番)						
12◎	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	-	-	-	-	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下(暫定)	4	4	-	-	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下(暫定)	4	4	-	-	
15	農薬類	1 以下	2	1	2	-	農薬
16	残留塩素	1 mg/L 以下	4	4	-	-	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下	4	4	4	1	味
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	4	4	1	着色
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	4	4	4	1	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	4	4	4	1	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	4	4	4	1	
22◎	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	-	-	-	-	味
23	臭気強度(TON)	3 以下	4	4	4	1	臭気
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下	4	4	4	1	味
25	濁度	1 度以下	4	4	4	1	基礎的性状
26	pH 値	7.5 程度	4	4	4	1	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上、極力 0	4	4	4	1	
28	従属栄養細菌	2000 集落/ml 以下(暫定)	4	4	4	1	施設の健全性
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	4	4	4	1	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	4	4	4	1	着色
31	(欠番)						

◎: ◎の項目は、測定を行いません。

\*: 各浄水場の給水区域ごとに、それぞれの回数を行います。また、「表流水等」は、原水に深層地下水以外を使用する給水区域、「深層地下水」は、原水が全て深層地下水を使用する給水区域の水道水を指します。

\*\* : 市街地は第2疏水取水口、山間地域は各浄水場の各取水井について、それぞれの回数を行います。また、「表流水等」は、深層地下水以外の原水、「深層地下水」は、深層地下水の原水を指します。

表5 水質管理上必要な項目に係る水質試験

番号	項目	頻度 (回/年)				
		水道水*		原水		
		市街地	山間地域	市街地 (第2 疏水取水口)	山間地域	
表流水等	深層地下水					
1	電気伝導率	-	-	4	4	1
2	浮遊物質(SS)	-	-	4	4	1
3	溶解性物質	4	4	4	4	1
4	アルカリ度	4	4	4	4	1
5	カルシウムイオン	4	4	4	4	1
6	溶存酸素(DO)	-	-	4	-	-
7	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-	4	-	-
8	化学的酸素要求量(COD)	-	-	4	-	-
9	紫外線吸光度 (UV260)	4	4	4	4	1
10	アンモニア態窒素	-	-	4	4	1
11	酸度	4	4	4	4	1
12	トリハロメタン生成能	-	-	4	4 <sup>(1)</sup>	-
13	ハロ酢酸生成能	-	-	4	4 <sup>(1)</sup>	-
14	クリプトスポリジウム	1	1 <sup>(2)</sup>	4	2 <sup>(3)</sup>	- <sup>(4)</sup> 1 <sup>(5)</sup>
15	ジアルジア	1	1 <sup>(2)</sup>	4	2 <sup>(3)</sup>	- <sup>(4)</sup> 1 <sup>(5)</sup>
16	大腸菌/大腸菌数	1	1	4	4 <sup>(3)</sup>	1 <sup>(4)</sup> 1 <sup>(5)</sup>
17	嫌気性芽胞菌	-	-	4	4 <sup>(3)</sup>	1 <sup>(4)</sup> 1 <sup>(5)</sup>
18	ダイオキシン類	1 <sup>(6)</sup>	-	1	-	-
19	放射性物質	12	4 <sup>(7)</sup>	12	4 <sup>(7)</sup>	-

\*: 各浄水場の給水区域ごとに、それぞれの回数を行います。

- (1): 給水での消毒副生成物の検出状況に応じて、必要と判断した場合に行います。
- (2): 指標菌(16番及び17番)が検出されたことのない深層地下水のみを原水とする浄水場(宕陰、小野郷、別所)の水道水については行いません。
- (3): 深層地下水以外の原水(静原の一部、中川の一部、大原第1、大原第2、弓削の一部、山国、小塩、黒田、細野)が対象です。
- (4): 指標菌(16番及び17番)が検出されたことのない深層地下水の原水(静原の一部、水尾の一部、宕陰、中川の一部、鞍馬・貴船の一部、小野郷、別所、久多の一部、広河原・花脊の一部、弓削の一部)が対象です。
- (5): 深層地下水の原水のうち、上記(4)以外の原水が対象です。
- (6): 蹴上浄水場の水道水についてのみ行います。
- (7): 大原地域(大原第1 浄水場)、久多地域、広河原・花脊地域、弓削地域、山国地域の給水及び原水(地下水を除く)においてのみ行います。

表6 原水(琵琶湖)の毎日試験

番号	項目	年間総予定回数	頻度
1	水温	365 回以上*	1 日 1 回以上
2	濁度	365 回以上*	
3	色度	365 回以上*	
4	pH 値	365 回以上*	
5	アンモニア態窒素	365 回以上*	
6	生物	240 回以上*	平日 1 日 1 回以上
7	臭気の種類	240 回以上*	平日 1 日 1 回以上
8	臭気強度 (TON)	52 回以上*	1 週間に 1 回以上
9	臭気物質濃度	365 回以上*	1 日 1 回以上

蹴上浄水場取水口の1地点で行います。

\*: かび臭や生ぐさ臭が発生している期間については、頻度を上げて行います。

表7 琵琶湖の水質試験

番号	項目	頻度 (回/年)
1	水温	12
2	濁度	12
3	色度	12
4	pH 値	12
5	アンモニア態窒素	12
6	塩化物イオン	12
7	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12
8	生物	12
9	臭気の種類	12
10	臭気強度 (TON)	12
11	臭気物質濃度	12

琵琶湖試験は9地点で行います。



図3 琵琶湖南湖採水地点

表8 浄水処理工程の水質試験

番号	項目	頻度 (回/年)				
		着水	混合水	沈澱水	ろ過水	配水
1	一般細菌	12	-	12	-	12
2	大腸菌	-	-	-	12	12
3	pH値	52	52	52	52	52
4	味	-	-	-	-	52
5	臭気	-	-	-	-	52
6	濁度	52	52	52	52	52
7	色度	52	52	52	52	52
8	アンモニア態窒素	52	52	52	52	52
9	アルカリ度	52	52	52	52	52
10	塩化物イオン	12	-	12	-	12
11	遊離残留塩素	-	52	52	52	52
12	残留塩素	-	52	52	52	-
13	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	-	12	12	-
14	生物	12	-	12	12	-

混合水については、排水池からの返送水があるため、新山科浄水場のみ行います。  
年間回数は前後する可能性があります。

表9 水利使用に関する水質試験

番号	項目	頻度 (回/年)
1	水素イオン濃度 (pH 値)	24
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	24
3	化学的酸素要求量 (COD)	24
4	浮遊物質 (SS)	24
5	大腸菌数	24
6	溶存酸素量 (DO)	24

疏水沿線3地点 (ただし、停水中は除く) で行います。

(ご意見及びお問い合わせ先)

京都市上下水道局 技術監理室 水質管理センター 水質第1課  
〒605-0052 京都市東山区粟田口華頂町3

TEL:075-771-5380 FAX:075-752-3054

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>